

令和5年度 指定管理業務(ソフト充実型)評価票

| | | | |
|-------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 久宝寺緑地 | 【指定管理者】 都市公園久宝寺緑地指定管理共同体 | 【指定期間】 令和5年4月1日～令和7年3月31日 | 【所管課】 八尾土木事務所 都市みどり課 |
|-------|-----------------------------|------------------------------|-------------------------|

【管理状況(概観)】

- 施設の設置目的に沿い、適切に公園を運営した。前年度のアンケート結果を踏まえ、持ち込みイベントの回数を増やし、利用者増加のための工夫がなされている。
- ISO22301の認証を継続し、定期的に防災訓練を実施するなど、危機管理体制確保の取り組みは高く評価できる。
- 飛石により器物を損傷する事故を発生させたが、その後、研修等を行い改善が図られている。

| 評価項目 | 評価基準 (内容) | 指定管理者の 自己評価 | | 施設所管課の評価 | | 評価委員会の指摘・提言 |
|------|--------------|----------------|-------------|----------|-------------|-------------|
| | | | 評価 (S~C) | | 評価 (S~C) | |

I 提案の履行状況に関する項目

| | | | | | | |
|--|---|--|--|---|----------------|--|
| (1)施設の設置目的及び管理方針 | 管理に関する基本的な考え方に沿った管理運営が出来たか。 | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| (2)平等な利用を図るための具体的手法・効果 | 平等利用に努めたか。 | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| (3)利用者の増加を図るための具体的手法・効果 | 公園利用者の利便性の向上がなされたか(応募時に提案した利用者増加のための工夫がなされたか、魅力的なプログラムに取り組んだか。スポーツ施設等の稼働状況を踏まえ、今後の運営への反映に取り組まれているか。) ※150周年を契機とした広報活動に積極的に取り組んでいたか。 ※公園を特徴づける有料施設等の稼働率の確認。来園者数の確認。 ※イベント等の実施回数及びイベント等の参加者数の確認。 ※隣接する府民の森や公園、施設等の連携による利用促進がなされたか(箕面公園・枚岡公園・長野公園が記載対象) ※平日駐車場の利用促進がなされたか(深北緑地・錦織公園・住之江公園が記載対象) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| | 自主事業の実施状況(応募時に提案した自主事業に取り組んでいるか、また、その実施状況について確認。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| | トラブルの未然防止や、発生した際の処理方針、今後の管理への反映がなされたか(接遇等の職員研修の実施状況、苦情件数や対応処置の記録についての確認。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施していることは評価出来るが、来園者より園内作業や受付業務に係る苦情が寄せられるなど、適切な対応が出来ていなかった。 来園者からの苦情対応について改善が図られたが、引き続き適切な対応を求める。 | B | 施設所管課評価は適正である。 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、無料BBQエリアなど適切に管理・運営していることは評価出来るが、来園者より園内作業や受付業務に係る苦情が寄せられるなど、適切な対応が出来ていなかった。 来園者からの苦情対応について改善が図られているが、引き続き、適切な対応が必要。 |
| | 草地管理、芝生地管理、樹木管理、花壇管理について、良好な管理を行ったか(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。利用や景観への配慮がなされているかの確認。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| 園内清掃について、良好な管理を行ったか(頻度・時期及び技術について確認。利用や美観への配慮がなされているかの確認。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 | |
| プールの運営、維持管理について、良好な管理を行ったか。 | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 | |
| 運動施設について、良好な管理を行ったか(頻度および技術について確認。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 | |

| 評価項目 | 評価基準 (内容) | 指定管理者の 自己評価 | 施設所管課の評価 | | 評価委員会の指摘・提言 | |
|------|--|--|-------------|--|-------------|----------------|
| | | | 評価 (S~C) | 評価 (S~C) | | |
| | 特殊庭園について、良好な管理を行ったか。(頻度・時期及び技術について確認。将来も含めた植物の育成が図られているかの確認。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| | 重要公園施設について、良好な管理・運営を行ったか。 | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| | 管理対象外施設である海岸管理者との連携や海岸利用者について応募時の提案を実施できたか。 | | | | | |
| | 自然環境の維持創出、自然環境学習の取組について応募時の提案を実施できたか。 | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| | 利用者の安全確保対策の具体的方策(日常巡視や定期点検、瑕疵の早期発見、事故の未然防止及び早期対応、衛生管理や防犯対策などが適格に実施できたか。適正なタイミング・手法の補修が実施されたか。予防保全となる対応について確認。転石や危険木等の対応など山麓部特有の安全管理について応募時の提案を実施されたか。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |

| 評価項目 | 評価基準 (内容) | 指定管理者の 自己評価 | | 施設所管課の評価 | | 評価委員会の指摘・提言 |
|---------------------------|---|---|-------------|--|-------------|--|
| | | | 評価 (S~C) | | 評価 (S~C) | |
| (4) 施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | 危機管理体制(非常時対応について、訓練や研修を実施したか。) | <p>【実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久宝寺緑地での国際規格ISO22301(事業継続)の認証を更新した。(2023年1月13日) ・月に1回、BCMS会議を行い、今年度も継続する。 ・全職員が非常時に3日間業務を継続できる食糧、水を備蓄している。 ・防災訓練は、10月16日実施済。 ・9月28日の訓練では、点検シートを用いた園内巡視点検訓練、マンホールトイレ設置訓練を行った。 ・新しく開設されたあいあい広場やウェルネス広場も都度点検シートに組み込んでいる。 ・防災用に購入したテント、机等はイベント等で日常的に利用し、危急の時に速やかに設営できるようにしている。 ・夜間の点検用に新たに高輝度LEDの懐中電灯5台(点検班5班分)を配備した。 ・あいあい広場、ウェルネス広場の新規開設により東地区の点検箇所が増えた。点検シートを見直し 点検班を3班から5班に増やすことにより点検時間の増加を抑えるよう工夫した。 <p>【自己評価】</p> <p>久宝寺緑地が全国初でISO22301を取得し、全国の防災公園のモデルとしての取組を続けている。防災訓練の巡視点検訓練では、園内各所にハザードトラップ(災害被害を書いた看板)を設置し、巡視の担当者が見つけられるかどうかチェックしている。継続的これらの実際に即した訓練をすることで職員の防災時の危機管理意識を維持することに努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者への情報提供として、久宝寺緑地を中心として半径3KM以内にある避難所が記載されたA0サイズの避難所マップを作成した。避難所マップはインフォメーション内のパネルに張り出し、開設された避難所に目印をつけることで発災時に避難者に避難所開設状況が伝えられるように考えている。 ・訓練後、反省会を行い、点検用チェックシートや備品のブラッシュアップを毎回行うことで、点検の効率化、迅速化をはかり、最重要点検項目の点検所要時間を30分以内(目標は45分以内)にキープできている。また、あいあい広場、ウェルネス広場とエリアは増えていくが、時間的には短縮できるよう点検ルートや点検班の構成も随時最適化している。 ・前年度に、高輝度ヘッドランプだけでは遠くまで照らせないことがわかり、高輝度LEDの懐中電灯を新たに追加するなど、PDCAのサイクルで常に改善できている。 <p>【予定(12月から3月)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月22日 事業継続研修(職員向け)、夜間防災訓練(暗くなってからの防災点検訓練) ・1月12日 国際規格ISO22301(事業継続)の認証検定 ・1月18日 防災訓練 八尾土木事務所 地域支援企画課と調整中 | S | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿って管理・運営をするとともに、提案以上の取り組みを実施した。ISO22301の認証を継続し、定期的に独自の夜間訓練を含めた防災訓練を実施するなど、職員の継続的な意識向上を図るとともに、危機管理体制確保の取り組みは高く評価できる。 | S | 施設所管課評価は適正である。府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿って管理・運営をするとともに、提案以上の取り組みを実施した。国際規格ISO22301(事業継続)の認証を継続し、定期的に独自の夜間訓練を含めた防災訓練を実施するなど、職員の継続的な意識向上を図るとともに、危機管理体制確保の取り組みは評価できる。 |
| (5) 府政策との整合 | 応募時の提案を実施できたか。 ①府公共事業への協力②就労支援③障がい者雇用率④知的障がい者の継続雇用⑤府民参加・NPOとの協働⑥環境問題 | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |

| 評価項目 | 評価基準 (内容) | 指定管理者の 自己評価 | 施設所管課の評価 | | 評価委員会の指摘・提言 |
|------|--------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 評価 (S~C) | 評価 (S~C) | |

II さらなるサービスの向上に関する事項

| | | | | | | |
|--------------|--|--|---|--|---|----------------|
| (1)利用者満足度調査等 | アンケート結果はどうであったか。 これを受けてより満足度を向上させるために、どのように取り組むか。 | 〃公園の全般的な満足度は1.49と高い評価を頂いた。前年度(1.51)とほぼ同じポイントであり、全体的な満足度は維持できたと考えられる。最も低いポイントは売店などのサービス施設に関するものの0.9ポイントであった。Q4.のほしい施設の設問では、カフェ・売店の要望が48.8%あり、カフェなど軽食を取れる施設が望まれていることがわかる。その次にポイントが低いのは、イベントの案内の周知で1.2ポイントであった。マルシェやシャクヤクイベントなどで、このようなイベントがあることを知らなかった、もっと知らせてほしいという声も度々きいた。来年度はSNS等でのイベント開催の広報、周知に注力し、ポイント向上をはかる。 | A | 公園の全般的な満足度1.49と高い評価を得ている。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| | 前年度のアンケート結果に対して、より満足度を向上させるために、どのような取組を行ったか。 | イベントの種類や頻度が少ないという不満があったので、継続して持ち込みイベントの回数を増やした。 食のイベント、ペットマルシェ、SDGs関連と多様なジャンルのイベントを開催した。 イベントの種類や頻度の項目は前年度に続いて0.1ポイント向上させることができた。 | A | アンケート結果に基づきイベントを誘致することにより、来園者数も増加しまた満足度も上がった。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| (2)その他創意工夫 | 提案した事項以外に行った業務があるか。 | 【実績】 ・都市公園制度150周年の都市に合わせて、久宝寺緑地の50周年写真展を実施した(期間11月1日から11月23日)。約80枚の写真でパネルを制作し、スポーツハウスに展示した。 ・ウェルネス広場のオープンに合わせて、オープン当日は指定管理者主催の来場者花苗プレゼントイベント、オープン直後の日曜日にPLAYDAY八尾(子供の遊びイベント)をNPO法人KARALIN様と協力して開催し、ウェルネス広場の知名度向上に努めた。 【自己評価】 ・昨年度は久宝寺緑地の50周年で、記念紙を発行したが、そのために蒐集した写真や資料などを大型パネルに展示することによって、多くの来園者に久宝寺緑地の歴史を知っていただくことができた。 【予定(12月から3月)】 特になし。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理・運営を実施し、実施計画書に示した事項を全て実施した。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |

| 評価項目 | 評価基準 (内容) | 指定管理者の 自己評価 | 施設所管課の評価 | | 評価委員会の指摘・提言 |
|------|--------------|----------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | 評価 (S~C) | 評価 (S~C) | |

III 適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する項目

| | | | | | | |
|------------------------|--|--|---|---|---|---|
| (1) 収支計画の内容、適格性及び実現の程度 | 収支は予定どおりか。支出超過、収入不足となっていないか。支出計画に沿った支出配分がなされているか。 | 事業実施計画書に沿った適切な予算管理ができています。 | A | 事業実施計画書に沿った適切な予算管理ができています。 | A | 施設所管課評価は適正である。 |
| (2) 安定的な運営が可能となる人的能力 | 管理体制表及び職員配置計画(応募時に示した管理体制を構築したか。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理体制及び職員体制を構築した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に管理体制及び職員体制を構築した。 | A | |
| | 必置技術者等の配置(技術者を配置したか。) | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に必置技術者を配置した。 | A | 府営公園管理要領、公園管理マニュアルに沿い、適切に必置技術者を配置した。 | A | |
| | 労働災害等未然防止のための管理運営(外注・下請を含む職員の労働災害や維持管理業務に起因する来園者事故など公衆災害の発生はなかったか。また、従業員への安全教育・訓練の実施状況について確認。) | <ul style="list-style-type: none"> ・飛石事故防止のため、防護ネットで周囲を囲んで作業の徹底、石の飛びやすいナイロンカッターの使用禁止を継続して実施している。 ・飛石事故で器物を損傷する事故を発生させてしまったが、再発防止の為、除草担当者への緊急安全教育を行い、飛散防止ネットで囲えない小面積の区域については、手持ちの防護ネットでの保護をしよう徹底した。 ・また、飛石事故発生を抑制するため、低回転で除草が行えるブレードへの置き換え、及びバリカン式で石が飛びにくいグラブドトリマーの導入など、飛散の発生しにくい器材の導入を実施する。 ・平成30年の台風21号の被害状況の写真や資料をもとに大規模冠水、倒木、暴風雨時の対処を職員全員の安全講習を行った。また経験の少ない職員に対しては何が危険なのかを説明し、災害時の安全対策の教育をした。 ・折れ枝、垂れ枝を高枝のこぎりで切る場合、切り取った枝のパウンドの仕方を具体的に教示して、跳ね返る枝の危険性について教育した。 ・その日の作業の安全確保のため、毎日作業前のKYミーティングを確実に実施している。 ・新入職員や、救命講習受講後3年を経過したものについては普通救命講習を受講させ、AEDの使い方や救命方法の知識を更新した。 【自己評価】 朝礼、終礼でも安全への配慮を促し、職員の意識を高めている。 | 維持管理作業において物損事故が発生したことは重く受け止めなければならない。事故後は迅速に安全確保の対策を実施した。 | B | B | 施設所管課評価は適正である。維持管理作業において、飛石による物損事故を発生させたことは重く受け止めなければならない。事故後速やかに安全確保の対策を実施しているが、今後も引き続き、再発防止策を講ずること。 |
| (3) 安定的な運営が可能となる財政的基盤 | 法人等の経営状況(経営状況に問題は無い。指定管理業務の継続に影響を与えないか。) | 【実績】 社会情勢による物価高騰(消耗品・電気代)による影響に加え、昨今の最低賃金上昇の傾向により、長期的な視点で捉えれば、見通しが付きにくく、現時点では経営状況が決して安定しているとはいえません。 また、弊社の事業がビルメンテナンス業と公園管理業に分かれており、ビルメンテナンス業の売上高純利益率(昨年度)が約5.2%に比べ、公園管理業は1.8%となっています。売上比率は50:50であるため、公園管理業の利益率アップをめざしたいと思います。 また、複数の公園管理を行っていることで、消耗品・資材等の一括購入や共同発注によるコスト削減、技術等の標準化など、複数公園のスケールメリットを活かし、効率化による経費削減、人材への投資(人材育成・キャリアアップ・新規採用)、技術向上等に取り組むことができました。 | A | 特に問題は見当たらなかった。 | A | 施設所管課評価は適正である。構成団体の財政状態は良好である。 |